

医療機関の経営危機に対する財政支援の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて令和2年4月7日から実施されていた緊急事態宣言が解除されたが、第2波、第3波の感染拡大も予想され、長期戦を見据えた対策が求められている。

ところが、感染拡大の防止と感染症患者の治療を担ってきた医療機関が、深刻な経営危機に陥っている。

病院が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるためにベッドを空ければ減収になり、医師や看護師ら医療関係者も感染症患者対応のための体制を確保しなければならない。一般患者と隔離するためには一般診療や入院患者数の縮小も余儀なくされ、ほとんどの病院で大幅な減収が見込まれている。

全国的な病院関係団体による緊急調査では、患者を受け入れた病院は4月に平均1億円の赤字で、受け入れていない病院も6割以上が赤字として国の財政支援の強化を強く求めている。

中等症度までの感染患者を治療する際の診療報酬の増額対応は行われるようになったが、軽症患者も特別な治療体制を取る必要があるにもかかわらず報酬増の対応はなく、軽症患者の多くを受け入れた中小病院には大きな負担となっている。

このような財政的保障の裏づけがないままでは、感染症患者の受入れはもちろん、病院経営を続けることはできない。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制は感染症患者を受け入れていない開業医や一般病院でも起きており、患者数が大きく減少している。

今回のコロナ禍による収益悪化によって医療機関が次々に倒産しかねないのが現状である。

医療機関などに交付される「緊急包括支援交付金」は、第1次補正予算の1,490億円、6月12日に可決された第2次補正予算では2兆2,370億円を積み増しされたが、医療崩壊を食い止めるにはまだ不十分である。

医療機関の経営危機を打開するためには、日本医師会が求めている全医療機関に対して診療報酬を前年水準の概算払いで支払うなど、医療機関が経営を維持できる十分な支援に拡大するなどあらゆる手立てを尽くすことが必要である。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、医療機関に対する財政支援を強化するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

様

東京都府中市議会議長

横 田 実